

総力特集 天皇「生前退位」の衝撃



私はこう考える

縁浅からぬ六人が陛下のご意向を拝察する



文藝春秋 皇太子と皇太后

BUNGEISHUNJU 2016.9

二両年中に結論を

所功

（京都府立総合学習センター）

「天皇陛下「生前退位」のご意向」

の二報には大変驚きました。ただ、最初は「まさか」と思ったものの、落ち着いて考えてみると「なるほど」と附に落ちる点が多い。陛下は思い悩まれた末に、これしかないとお考えになったと拝察します。

従来は、摂政による代行、あるいはご公務の軽減によって、終身在位は可能と思ひ込んでいました。しかし皇室典範の定める摂政は、回復不能な心身の重篤、事故のみに限られ、ご加齢や体力低下は対象になりません。晩年の昭和天皇が大量吐血をなさった後ですら、摂政を置かれ

ませんでした。

陛下は、憲法の定める「象徴天皇」としての大任を果たすことに強い使命感をお持ちです。国事行為とともに宮中祭祀や公的行為を一つひとつ自身ですることが重要であって、ご高齢を理由に削減したり代行させては、築き上げてきた象徴天皇像から逸脱してしまう。そのような認識から退位を考えられたものと受け止めるほかありません。

退位を実現するためには、皇室典範第四条の「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」という条文に「または皇室会議の議により退位したときは」との一文を加えたらよいと思います。

皇室会議は内閣総理大臣が議長を務め、皇族二名、衆参の正副議長、宮内庁長官、最高裁長官、最高裁判事の合計十名から成ります。つまり、

皇族と三権の長、与野党を含めた国民の代表者がメンバーとなっている唯一最高の常設組織です。

退位を制度化するには、ご本人の意思に基づかないものや勝手な思い付きなどではなく、正当な理由であることを公正に判定できる機関が不可欠です。その機能を果たせるのは、皇室会議しかありません。

報道によれば、陛下は「数年以内に」退位をご希望のようです。仮に皇太子殿下が還暦を迎える平成三十二年（二〇二〇年）を想定するならば、あと三年半しかありません。そのため早急に特別法で対処するといふ案もあるようですが、やはり皇室

典範を改正するのが本筋だと思いません。いずれにせよ、二両年中に結論を出して退位に備えなければなりません。それに向けて、政府がいわゆる有

識者会議を設ける案も出ています。しかし、有識者会議は対立点を際立たせるばかりで、具体的な合意点や解決策を模索することが難しい。そうであれば、陛下のご意思を実現するという前提に立って、既存の皇室会議で意見を集約することが妥当であり近道だと考えます。

もう一つの問題点は、今上陛下の退位により皇嗣の現皇太子が即位されると、皇位継承順位の第一位は秋篠宮となります。しかし、皇室典範第八条は、直系の皇太子と皇太孫しか規定していません。そこで「皇嗣たる皇弟を皇太弟という」という一文を付け加える必要があります。

今回、陛下は非常に重大な問題提起をされました。憲法上の象徴天皇制度をどうしたら維持できるのか、国民もしっかりと考えてみる機会にしたいものです。